

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 29 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室 長 佐々木 善 則

賃金指導官 田 原 啓 則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和 8 年度第 2 回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木智昭）は、秋田県最低賃金の改正決定について秋田労働局長から令和 8 年 7 月 1 日付けの諮問を受けて、第 2 回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安（答申）の伝達などを予定しています。

記

1 日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から

2 場 所 秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号

3 議 題

- （1） 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- （2） 賃金実態調査結果について
- （3） その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

- （1） 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブリュ〜）

- （2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
- （3） カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。